

国土交通省所管事業に関する対応指針(概要)

一 趣旨

- 1 障害者差別解消法の制定の経緯
- 2 法の基本的な考え方
- 3 対応指針の意義・性質

二 障害を理由とする不当な差別的取扱い及び合理的配慮の基本的な考え方

- 1 障害を理由とする不当な差別的取扱いの基本的な考え方
 - (1) 趣旨
 - (2) 正当な理由の判断の視点
 - (3) 積極的改善措置等の取扱い
- 2 合理的配慮の基本的な考え方
 - (1) 趣旨
 - (2) 意思の表明
 - (3) 過重な負担の基本的な考え方
 - (4) 事前的改善措置と合理的配慮の関係

三 障害を理由とする不当な差別的取扱い及び合理的配慮の具体例

四 事業者における相談体制の整備

- 1 相談窓口の設置
- 2 相談時のコミュニケーションへの配慮
- 3 相談事例の蓄積と活用

五 事業者における研修・啓発

六 国土交通省における相談窓口

【別紙】 ※主要9事業(不動産業、設計業、バス事業、タクシー事業、旅客船事業(国際、国内)、航空事業、旅行業)について具体例を記載

<差別的取扱いの具体例>

- 不当な差別的取扱いにあたりと想定される事例
 - ・障害があることのみを理由に、サービスの提供を拒否する[不動産、公共交通関係6事業、旅行]
 - ・補助犬の帯同を理由に、乗車を拒否する[公共交通関係6事業、旅行]
- 不当な差別的取扱いにあたらぬと考えられる事例
 - ・乗車スペースや荷物スペースに車いすが収まらない場合に、乗車を断る[バス、タクシー]
 - ・緊急脱出時の援助者になることが難しい障害特性を持った障害者に対し、非常口座席の利用を制限する[航空]

<合理的配慮の提供の具体例>

- 積極的に提供を行うべきと考えられる事例
 - ・説明や手続き時などには、筆談、わかりやすい表現への言い換え、資料の読み上げといった、相手の障害特性にあわせた方法を用いる[不動産、公共交通6事業、旅行]
 - ・優先搭乗を行う[航空]
- 提供することが望ましいと考えられる事例
 - ・関係書類にルビ振り、テキストデータでの提供を行う[不動産、旅行]
 - ・職員が移動や手続き、案内の介助を行う[不動産、公共交通6事業、旅行]